

第77回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (1) 主要な事業所・・・・・・・・・・ 1ページ
 - (2) 従業員の状況・・・・・・・・・・ 2ページ
 - (3) 主要な借入先の状況・・・・・・・・ 2ページ
2. 新株予約権等に関する事項・・・・ 3ページ
3. 会社役員に関する事項
 - (1) 責任限定契約の内容の概要・・・・ 4ページ
 - (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要・・・・・・・・・・・・ 4ページ
4. 会計監査人に関する事項・・・・・・ 4ページ
5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況・・ 5ページ

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書・・・・・・ 11ページ
- 連結計算書類の連結注記表・・・・・・ 12ページ

計算書類

- 株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・ 33ページ
- 計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・ 34ページ

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

会社名	事業所	所在地
当 社	本 店	東京都世田谷区代沢四丁目43番11号
	本 社	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
	子 会 社	東邦薬品株式会社（東京都）
		ファーマクラスター株式会社（東京都）
		株式会社東邦システムサービス（東京都）
		株式会社スクウェア・ワン（東京都）
		共創未来ファーマ株式会社（東京都）
		株式会社東京臨床薬理研究所（東京都）
		株式会社アルフ（東京都）
		株式会社e健康ショップ（東京都）
		株式会社eヘルスケア（東京都）
		株式会社ネグジット総研（兵庫県）
東邦薬品株式会社 （医薬品卸売事業）	本 店	東京都世田谷区代沢四丁目43番11号
	営 業 拠 点	北海道・東北支社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 福島県
		北関東甲信越支社 茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県
		首都圏支社 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
		東海・北陸支社 石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
		関西支社 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	物流センター	T B C 札幌（北海道）、T B C 佐野（栃木県）、T B C 埼玉（埼玉県）
		T B C 大宮（埼玉県）、T B C ダイナベース（東京都）
		T B C W I L L 品川（東京都）、T B C 北陸（石川県）
		T B C 阪神（兵庫県）、T B C 広島（広島県）、T B C 九州（熊本県）
	子 会 社	株式会社セイエル（広島県）
		株式会社幸燿（香川県）
		九州東邦株式会社（福岡県）
ファーマクラスター株式会社 （調剤薬局事業）	本 店	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
	子 会 社	株式会社ファーマみらい（東京都）
		株式会社ストレッチア（東京都）
		株式会社J．みらいメディカル（大阪府）
		ベガファーマ株式会社（大阪府）
		株式会社青葉堂（大阪府）、株式会社厚生（大阪府）
		セイコーメディカルブレーン株式会社（福岡県）
		株式会社ファーマダイワ（熊本県）

（注）株式会社ストレッチアは、株式会社ファーマみらいの子会社であります。

(2) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,609名	37名増

- (注) 1. 従業員数は、嘱託・キャリアスタッフ（定年後再雇用）を含めた就業人数であります。
2. 臨時雇用等は含めておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	1名増	47歳4ヶ月	18年4ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、嘱託・キャリアスタッフ（定年後再雇用）を含めた就業人数であります。
2. 臨時雇用等は含めておりません。
3. 従業員数には、他社への出向者16名は含めておりません。
4. 他社からの出向者の受け入れは5名で、従業員数に含めております。

(3) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,494
株式会社三菱UFJ銀行	630
株式会社三井住友銀行	2,076

- (注) 当社および連結子会社の主要な借入先の状況を記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

名 (発 行 日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	新株予約権の 行使期間	保有人数
第 1 回新株予約権 (2013年9月24日)	23個	普通株式 2,300株	1株当たり 1,505円	1株当たり 1円	2013年9月25日から 2043年9月24日まで	取締役 1名
第 2 回新株予約権 (2015年12月24日)	22個	普通株式 2,200株	1株当たり 2,585円	1株当たり 1円	2015年12月25日から 2045年12月24日まで	取締役 3名
第 3 回新株予約権 (2017年2月6日)	65個	普通株式 6,500株	1株当たり 2,191円	1株当たり 1円	2017年2月7日から 2047年2月6日まで	取締役 3名

- (注) 1. 第1回および第2回新株予約権の主たる行使条件
新株予約権者は、当社において取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割り当てを受けた新株予約権を行使することができます。
2. 第3回新株予約権の主たる行使条件
新株予約権者は、新株予約権の割当日の翌日から3年間を経過した日の翌日から新株予約権を行使することができます。

3. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役の加茂谷佳明、小谷秀仁、後藤千恵の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や故意の法令違反行為を行った場合には補填の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役等の主要な業務執行者です。

4. 会計監査人に関する事項

- ① 名 称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報 酬 等 の 額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	77
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	138

- (注) 1. 監査等委員会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任を決定いたします。

また、監査等委員会は、每期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、および職務の遂行状況等を総合的に評価し、解任または不再任が妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社取締役会において決議した「内部統制システムに関する基本方針」は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「共創未来グループ倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）に、法令はもとより社会規範にかない、遵守しなければならない倫理規範と実践すべき行動基準を定め、共創未来グループの役員および従業員はこの倫理綱領に従って行動する。
- ②取締役会は、法令、定款、取締役会規則の規定に従い、当社の業務執行を決定するとともに、グループ会社の業務執行を監視・監督する。
- ③取締役会が行う取締役の職務執行の監督を確保するために、取締役は当社およびグループ会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ④取締役は、法令、定款、取締役会規則・稟議規程等の規定に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。
- ⑤取締役は、金融商品取引法の規定に従って、グループ会社の財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用および評価を継続的に行い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑥当社グループの役員および従業員の法令、定款、各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、内部通報制度を導入し、その通報窓口を社内および社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。
- ⑦取締役会の諮問機関として、以下のとおり5委員会を設置する。
 - イ. 取締役候補者の指名および取締役の報酬の方針等について必要な審議を行ない、経営の透明性に資することを目的とした、指名報酬委員会（委員は3名以上の取締役で構成し、そのうち過半数は社外取締役から選任）
 - ロ. サステナビリティに係る対応を経営上の重要課題と認識し、サステナビリティ経営を推進することを目的とした、サステナビリティ推進委員会
 - ハ. 投資案件に関する意思決定にあたり、その妥当性の審議を行うことを目的とした、投資委員会
 - ニ. 企業価値の持続的な向上に向け、当社および当社グループに関する重要な経営戦略、事業戦略等を検討することを目的とした、経営戦略委員会
 - ホ. 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コンプライアンス及びリスクマネジメントを含めたガバナンスの強化を図ることを目的とした、ガバナンス強化特別委員会

（２）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために、倫理綱領の実践的運用と徹底を図る。特に、薬事関連の法規、独占禁止法等の公正競争の確保に関する法規、企業情報・個人情報の厳重管理等については、その遵守体制の維持・強化を図るとともに、その教育・啓発に注力する。
- ②当社は、職制を通じて業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に対処するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③当社は、定期的な内部監査を実施することにより、当社グループの使用人の職務の執行の法令、定款および各種規程に対する適合性を確認するとともに、適正な職務の執行の維持・強化を図る。

（３）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録も含む）およびその他重要な情報を、法令および「文書取扱規程」に基づいて、適正に保存・管理する。
- ②当社は、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査等委員の監査を受けることにより、その適正性を確保する。

（４）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク管理基本規程」に基づいて、当社グループのリスク管理体制の整備を進めるとともに、当社グループに生じた、または生じる可能性のあるリスクの早期発見・把握に努め、リスクへの適切な対応を図る。
- ②当社は、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会およびグループ災害対策等委員会を通じてグループ経営委員会にリスク情報を報告し、適切な対応を図り、リスク管理体制の維持・整備に努める。
- ③当社は、当社グループに不測の事態が発生した場合には、社長（もしくは社長が指名する者）が指揮する対策本部を当社もしくは事業運営会社に設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整えとともに、医療用医薬品供給体制の維持・確立を図る。
- ④当社は、コンピューター処理システムの正常な稼働を維持するために、複数のデータセンターを置いてバックアップ体制を取り、事故に備えた体制を適切に構築する。
- ⑤当社は、「情報セキュリティ基本規程」を整備するとともに、情報セキュリティを維持するため、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産の保護に努め、全社的なマネジメント体制を構築する。

（５）取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月１回定時に開催または必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- ②当社は、取締役会への付議・報告事項については、事前にグループ経営委員会において十分な検討を行う等により、効率的かつ実質的な取締役会の運営を維持する。
- ③当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」を定め、それぞれの責任者およびその責任と執行手続きを定める。
- ④当社は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた当社グループの事業活動の進捗状況を、定期的に取締役会において確認する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の業務執行について決裁基準を整備し、これにより重要な業務執行についてはグループ経営委員会において協議・報告するとともに、必要に応じて取締役会に付議・報告を行う。また、「関係会社管理規程」に従って報告させることにより子会社管理を行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理基本規程」に定める「経営上のリスク」に適切に対応するため、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの推進を図る。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に定める基本方針に基づき、子会社の事業および経営に関する重要な事項については当社の取締役会の承認または報告を行う。
- ④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は子会社に対し、業務の適正を確保するために、倫理綱領に定める倫理規範に基づく行動基準の実践を徹底させる。
 - ロ. 当社は、当社の定期的な内部監査を実施することにより、子会社の業務監査を実施し、職務の執行の適正性を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①当社は、監査等委員会の補助すべき使用人については、必要に応じて設けるものとする。
- ②当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く場合は、その人事異動・人事評価に関する事項は、監査等委員会または常勤監査等委員との協議を経たうえで決定する。

(8) 監査等委員会への報告に関する事項

- ①監査等委員は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、または必要に応じて議事録等を閲覧し、取締役および当社グループの使用人から重要事項の報告を受ける。
- ②取締役およびこれに準じる使用人は、法令・定款違反等会社に著しい損害を及ぼす重要な事実が発生した場合は、速やかに監査等委員会または常勤監査等委員に報告する。
- ③稟議は、決裁後速やかに監査等委員に供覧する。

(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会または常勤監査等委員へ報告を行った当社グループの役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当社は、監査等委員会専用の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の監査等委員会監査に必要な費用を負担するものとする。
- ②当社は、上記のほか監査等委員が職務の執行上必要とする費用についても、負担するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互に意思疎通を図る。
- ②監査等委員会は、会計監査人から会計監査の計画、方法および結果について定期的に報告を受け、情報交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③内部監査部門は、内部監査結果、内部監査情報その他必要な情報を監査等委員会に提供し、監査等委員会との緊密な連携を図る。また、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門に対し監査事項等について調査を求めることができる。
- ④当社は、監査等委員が会社の顧問弁護士とは別に監査等委員会専用の弁護士と顧問契約を締結し、活用することを保証する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力および団体による経営活動への関与や被害を防止するために、倫理綱領等において反社会的勢力および団体とは関係遮断を徹底することを基本方針

に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓蒙活動等により、関係の排除に取り組む。

前述の基本方針に基づく、当事業年度の内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行の適正性・効率性を確保するための取り組み

- ・当社では、取締役会を原則として月に1回開催しているほか、必要に応じて臨時の取締役会も開催することで、適正な業務執行の確保および迅速な意思決定を図っており、当事業年度においては、13回開催しています。
- ・当社グループの経営戦略や事業戦略および重要な業務執行に関する事項を協議・検討するため、取締役および部門責任者等で構成される「グループ経営委員会」を設置しています。本委員会は、原則として毎月開催し、取締役会に上程すべき重要事項や各事業における取り組みの進捗報告、課題への対応策等について協議・検討しています。なお、当事業年度においては、13回開催しています。
- ・当社の取締役8名のうち3名は社外取締役であり、その3名全員が監査等委員であります。これらの社外取締役は、前述の会議をはじめとする重要会議に出席し、随時必要な意見を表明しています。また、その他重要事項についても重要な決裁書類等の確認を通じて監査に必要な情報が監査等委員に適切に伝達される仕組みを構築・運用しています。

(2) コンプライアンス推進およびリスク管理に関する取り組み

①コンプライアンスについて

- ・当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメントを含めたガバナンスのより一層の強化を図るため、2024年8月に、取締役会の諮問機関として、当社から独立したメンバーで構成された「ガバナンス強化特別委員会」を設置しました。本委員会では、客観的かつ専門的な立場から、当社グループのガバナンス全般にわたる課題および改善策について7回にわたり議論が行われ、本年2月には取締役会は本委員会より多岐にわたる提言を含む中間答申を受領し、その提言を踏まえ、内部通報制度の強化・充実を図るべく、本年4月1日付で「コンプライアンス推進部」を設置することを決定しました。
- ・当社グループでは、全社員に対してコンプライアンス研修の受講を義務付けています。さらに、コンプライアンス研修以外にも、社外講師を迎え、独占禁止法、贈収賄防止および購買関連法規など、時宜を捉えた内容の専門研修も実施しています。
- ・当社の行動指針である「倫理綱領」を用いた教育研修や啓発活動を通じ、当社グループ全体を挙げて社員の意識および知識の向上に取り組んでいます。
- ・法令違反や不正行為等の未然防止、早期発見および早期是正を目的として、当社グループの従業員および当社の取引事業者等の従業員が利用可能な内部通報制度を整備してい

ます。なお、制度の運用状況についてはグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会および取締役会に報告しています。

②リスク管理について

- ・当社および当社グループ会社におけるリスク管理に関する重要な課題は、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会において審議し、方針を決定しています。
- ・サステナビリティ推進委員会では、サステナビリティ課題がもたらす事業リスクおよび収益機会の見直しを行い、定性面だけでなく財務影響を含む定量的な側面の両面から評価を実施しました。
- ・BCP対応強化に向けて、全国の大規模な災害発生時においても、行政および関連機関との連携により、迅速かつ安定的に物資を供給できる体制を整備しており、当事業年度においても2023年に引き続き、陸上自衛隊との協同防災訓練を実施しました。
- ・情報セキュリティについては、お取引先からお預かりした情報資産ならびに当社が業務上保有する情報資産に関し、「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ基本規程」に従い、その保護に努めています。また、情報セキュリティ委員会にて、情報セキュリティに関する施策を企画・推進し、当社グループ全体の情報セキュリティの確保に努めています。

(3) グループ管理体制について

- ・当社グループ会社の管理については、前述の運営体制に加え、「関係会社管理規程」に則り、報告体制を整備するとともに、子会社の適切な管理を行っています。また、主要な子会社の経営状況の把握や重要案件についてはグループ経営委員会において協議を行う体制を構築しています。さらに、当社の内部監査部門であるグループ監査室は、監査計画に基づき、グループ各社に対する内部監査を実施しています。
- ・グループガバナンスの一層の強化を目的として、本年4月1日付で「関係会社管理部」を新設することを決定しました。

(4) 監査の実効性確保のための取り組みについて

監査等委員は取締役会およびグループ経営委員会等の重要な会議に出席し、業務執行および管理に関する情報、ならびに内部統制の実効性に関わる情報を入手しています。また代表取締役や各部門の責任者等と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、会計監査人およびグループ監査室からも定期的または随時に報告を受け、情報交換を行っています。これらの取り組みにより、関係部門と緊密な連携を図ることで、監査の実効性を確保しています。

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	10,649	45,212	209,746	△30,907	234,701
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,017		△3,017
親会社株主に帰属する当期純利益			19,844		19,844
自己株式の取得				△15,004	△15,004
自己株式の処分		1,371		7,652	9,024
自己株式の消却		△1,371	△8,067	9,439	－
非連結子会社との合併による増減			314		314
土地再評価差額金の取崩			111		111
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		－	9,185	2,088	11,273
2025年3月31日残高	10,649	45,212	218,932	△28,819	245,975

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
2024年4月1日残高	18,770	△4,283	14,486	144	104	249,437
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,017
親会社株主に帰属する当期純利益						19,844
自己株式の取得						△15,004
自己株式の処分						9,024
自己株式の消却						－
非連結子会社との合併による増減						314
土地再評価差額金の取崩						111
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△3,680	△126	△3,807	△17	12	△3,812
連結会計年度中の変動額合計	△3,680	△126	△3,807	△17	12	7,460
2025年3月31日残高	15,089	△4,409	10,679	126	116	256,897

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・ 連結子会社の数	21社
・ 主要な連結子会社の名称	東邦薬品株式会社 九州東邦株式会社 株式会社セイエル 株式会社幸耀 株式会社スクウェア・ワン 株式会社東邦システムサービス ファーマクラスター株式会社 株式会社ファーマダイワ 株式会社J. みらいメディカル 株式会社ファーマみらい セイコーメディカルブレーン株式会社 株式会社ストレッチア ベガファーマ株式会社 株式会社青葉堂 株式会社厚生 共創未来ファーマ株式会社 株式会社東京臨床薬理研究所 株式会社アルフ 株式会社ネグジット総研 株式会社e健康ショップ 株式会社eヘルスケア

なお、株式会社清水薬局及び有限会社キュアは、当連結会計年度において株式会社ストレッチアに合併いたしました。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称
- ・ 連結の範囲から除いた理由

沖縄東邦株式会社

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、連結当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を与えず、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数

3社

- ・ 主要な会社の名称

酒井薬品株式会社

あゆみ製薬ホールディングス株式会社

あゆみ製薬株式会社

持分法適用により生じたあゆみ製薬ホールディングス株式会社ののれん相当額については、20年間の均等償却を行っております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称
- ・ 主要な関連会社の名称
- ・ 持分法を適用しない理由

沖縄東邦株式会社

株式会社わかば

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を与えず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は、一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・ 市場価格のない……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- 株式等以外のもの……………

・ 市場価格のない移動平均法による原価法

株式等

なお、市場価格のない有価証券については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法…連結子会社4社

(東邦薬品株式会社、九州東邦株式会社、株式会社セイエル、株式会社幸耀) は移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

共創未来ファーマ株式会社は先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の連結子会社は最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③ 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

(リース資産

以外のもの)定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械装置及び運搬具 4年～8年

器具及び備品 5年～15年

イ. 無形固定資産

(リース資産

以外のもの) ……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

ウ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法

④ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金……………使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ウ. 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

エ. 独占禁止法関連損失引当金……………独占禁止法に関連した損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

オ. 債務保証損失引当金……………債務保証による損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案して損失負担見積額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. 医薬品卸売事業

医薬品卸売事業においては、医療機関等に対して医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。なお、検査機器等の販売の一部では、機器メーカー等が取引に関与しており、当社グループの履行義務は、当該機器メーカー等により顧客に検査機器等が提供されるように手配し、顧客から代金を回収することにあります。このため、当該取引において当社グループは代理人として取引を行っている判断しております。また、医療用医薬品等の販売契約においては、当社グループは返品に応じる義務を負っており、顧客からの商品が返品された場合は、当該商品の対価を返金する義務があります。

医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識することとなります。しかしこれらの取引は、いずれも国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

イ. 調剤薬局事業

調剤薬局事業においては、主に患者に対して医療用医薬品を処方するとともに、服薬指導等を実施し、健康保険法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤報酬を収受しております。

医療用医薬品の処方、患者への医薬品の引き渡し及び服薬指導等の実施により、当該医薬品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、医薬品を患者に引き渡し服薬指導等を実施した時点で収益を認識しております。

ウ. 医薬品製造販売事業

医薬品製造販売事業においては、ジェネリック医薬品を中心とする医療用医薬品の製造・販売を行っております。

医療用医薬品の販売は、製品の引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識することとなります。しかしこの取引は国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。

エ. その他周辺事業

その他周辺事業においては、顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページの制作、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。

顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページ制作は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア. 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社10社（株式会社ファーマダイワ、株式会社J. みらいメディカル、株式会社ファーマみらい、セイコーメディカルブレーン株式会社、株式会社ストレチア、ベガファーマ株式会社、共創未来ファーマ株式会社、株式会社東京臨床薬理研究所、株式会社アルフ、株式会社ネグジット総研）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当社及び連結子会社2社（東邦薬品株式会社、株式会社東邦システムサービス）は、確定拠出年金制度に全面的移行したことに伴い、移行時在籍従業員のうち、定年の退職者に対しては、過去勤務部分の一部を退職時に退職一時金として支払う経過措置を設けております。それにより、2025年3月末現在の退職給付債務を従業員の退職給付に備えるために計上しております。数理計算上の差異は、僅少のため発生年度に費用処理することとしております。

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間または10年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

（1）市場価格のない非連結子会社株式の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券等1,600百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、市場価格のない非連結子会社株式は移動平均法による原価法を採用し、その評価は1株当たり純資産額と取得価額とを比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しております。なお、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。減損処理の要否を検討するに当たっては、投資先から入手した事業計画の達成状況及び将来計画の実現可能性を勘案して、将来の超過収益力等の毀損が生じておらず実質価額が著しく下落していないと判断した場合、または当社グループの投資価値回復計画を作成し、実質価額が取得原価に比して50%超下回るものの、実行可能で合理的な投資価値回復計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。

将来の超過収益力算定の基礎となる投資先の事業計画及びこれを補正した投資価値回復計画における主要な仮定は、売上成長率及び売上総利益率であります。投資価値回復計画の策定において、売上成長率及び売上総利益率は、過去の実績や具体的な裏付けのある施策の効果を反映させ、具体的な裏付けのない目標値はストレスをかけて合理的かつ実行可能な水準に補正しております。

主要な仮定である売上成長率及び売上総利益率は、見積りの不確実性が高く、売上成長率及び売上総利益率が変動することに伴い、投資先の事業計画または投資価値回復計画を達成できない場合には、市

場価格のない非連結子会社株式の減損損失を計上する可能性があります。

(2) JCHOに対する独占禁止法関連損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

独占禁止法関連損失引当金3,639百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

独占禁止法関連損失引当金は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下、「JCHO」）を発注者とする医療用医薬品の入札に関する取引についての独占禁止法違反により、JCHOとの契約に基づき請求される違約金の支払に備えるため、将来発生しうる損失の見積額を計上しております。

連結子会社である東邦薬品株式会社は、2022年3月30日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けており、違約金は2020年6月以前の4年間の取引を対象範囲として、JCHOとの契約条件及び顧問弁護士からの意見聴取等を踏まえて、将来に発生が見込まれる金額を見積もっております。

ただし、違約金算定の対象範囲は現在交渉中であり、これらの見積には、相手先の意向等の不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、結果として独占禁止法関連損失引当金の追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

(3) NHOに対する独占禁止法関連損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

独占禁止法関連損失引当金1,210百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

独占禁止法関連損失引当金は、独立行政法人国立病院機構または独立行政法人労働者健康安全機構が運営する九州エリアの病院が調達する医療用医薬品の独立行政法人国立病院機構本部（以下、「NHO」）を発注者とする医療用医薬品の入札に関する取引についての独占禁止法違反により、NHOとの契約に基づき請求される違約金の支払に備えるため、将来発生しうる損失の見積額を計上しております。

連結子会社である九州東邦株式会社（以下、「九州東邦」）は、2023年3月24日に公正取引委員会により独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けており、違約金は2020年9月以前の4年1か月間の取引を対象として、NHOとの契約条件及び顧問弁護士からの意見聴取等を踏まえて、将来に発生が見込まれる金額を見積もっております。

ただし、これらの見積には、相手先の意向等の不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、結果として独占禁止法関連損失引当金の追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	1,828百万円
売掛金	330,662百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 69,646百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	105百万円
建物	776百万円
土地	1,365百万円
投資有価証券	2,292百万円
計	4,538百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	12,560百万円
短期借入金	80百万円
長期借入金（1年内返済を含む）	747百万円
計	13,388百万円

(4) 保証債務

銀行保証債務	393百万円
定期建物賃貸借契約に係る契約残存期間の賃料に 対する連帯保証債務	2,256百万円
小計	2,650百万円
債務保証損失引当金	△286百万円
計	2,364百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に基づき算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

235百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

1,518,277百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	76,431千株	—	3,405千株	73,025千株
合 計	76,431千株	—	3,405千株	73,025千株
自己株式				
普通株式（注）	13,650千株	3,409千株	6,637千株	10,422千株
合 計	13,650千株	3,409千株	6,637千株	10,422千株

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の減少3,405千株は、取締役会決議による減少であります。
2. 普通株式の自己株式の増加3,409千株は、取締役会決議による増加3,405千株、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加3千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少6,637千株は、取締役会決議による減少3,405千株、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による減少3,212千株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少10千株及びストックオプション行使による減少9千株であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2028年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債（注1、2、3、4）	普通株式	7,868	19	3,212	4,675	—
	ストック・オプションとしての新株予約権（注5）	普通株式	69	—	9	60	126
合計			7,937	19	3,222	4,735	126

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
3. 2028年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の目的となる株式の数の増加19千株は、社債要項の転換価額調整事項に従い、当該転換価額を調整したことによるものです。
4. 2028年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の目的となる株式の数の減少3,212千株は、新株予約権の行使による減少によるものです。
5. スtock・オプションとしての新株予約権の目的となる株式の数の減少9千株は、権利行使によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	1,381百万円	22円	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,635百万円	25円	2024年9月30日	2024年12月2日

(注)2024年5月10日取締役会決議による1株当たり配当額には創立75周年記念配当2円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	2,504百万円	40円	2025年3月31日	2025年6月6日

(注)配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金等の安全性の高い商品に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債発行により調達しています。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要の都度、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、財務部門において定期的に時価を把握し、リスクを管理しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達や、投資資金を長期借入金で調達するまでの短期間のつなぎ資金であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金は、主に固定金利による資金調達により金利変動のリスクを抑制しています。

デリバティブ取引の実行及び管理は、財務部門において行っておりますが、実行にあたっては、事前にヘッジ対象の借入金と共に社内規程に基づき決裁を受けて行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「仕入割戻未収入金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	33,143	33,143	—
(2) その他投資等			
長期性預金	4,000	3,967	△32
(3) 社債	13,081	21,027	7,945
(4) 長期借入金	6,074	6,042	△32

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	8,964	30,751	21,786
	国債・地方債等	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	15	30	14
	小 計	8,979	30,781	21,801
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	2,585	2,362	△223
	国債・地方債等	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	2,585	2,362	△223
合 計		11,565	33,143	21,578

② 連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	7,831	6,381	—
債 券	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	7,831	6,381	—

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	金 額
非上場株式等	29,475

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は1,476百万円であります。

(注4) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「(1) 有価証券及び投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

(注5) 長期性預金は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(注6) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	86,281	—	—	—
受取手形	1,828	—	—	—
売掛金	330,663	—	—	—
仕入割戻未収入金	11,781	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券	—	2	—	—
その他投資等				
長期性預金	—	4,000	—	—

(注7) 社債・長期借入金・リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	—	13,040	—	—
長期借入金	1,595	3,408	810	259

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	33,143	—	—	33,143
その他投資等				
長期性預金	—	3,967	—	3,967

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	21,027	—	21,027
長期借入金	—	6,042	—	6,042

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期性預金

長期性預金は元利金の合計金額を同様の預入を行った場合に想定される利率で割り引いており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債は相場価格を用いて評価しております。当社の発行する社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

す。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略いたします。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	医薬品卸売事業	調剤薬局事業	医薬品製造販売事業	その他 周辺事業	
医療用医薬品	1,244,467	72,569	2,571	－	1,319,607
検査薬	72,062	－	－	－	72,062
その他	98,563	22,946	44	5,052	126,606
顧客との契約から生じる 収益	1,415,094	95,515	2,615	5,052	1,518,277
その他の収益	195	15	－	7	218
外部顧客への売上高	1,415,289	95,531	2,615	5,059	1,518,495

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 医薬品卸売事業

医薬品卸売事業においては、医療機関等に対して医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。

医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識することとなります。しかしこれらの取引は、いずれも国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。保守サービス等の販売の一部において前払を

受ける場合がありますが、通常の支払期限は商品の引き渡し又は検収時より60日から90日が中心であり、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

医療用医薬品の販売において、納入後に価格交渉を行って取引価格を決定する実務慣行があり、価格交渉の結果、値引によって取引価格が変動する可能性があることから、これを変動対価として認識しております。このため取引価格については、顧客別・商品別に過去の販売実績等を考慮し、価格交渉により妥結する可能性が最も高いと見込まれる価格を見積って算定しております。なお、変動対価の額は、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が生じない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしており、期末日においては、精算は翌期となるものの取引価格がほぼ決定する傾向となっております。

医療用医薬品等の販売契約においては、当社グループは返品に応じる義務を負っており、顧客からの商品が返品された場合は、当該商品の対価を返金する義務があります。返品については、返品実績等に照らして発生しうると考えられる予想返金額を算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

検査機器等の販売の一部では、機器メーカー等が取引に関与しており、当社グループの履行義務は、当該機器メーカー等により顧客に検査機器等が提供されるように手配し、顧客から代金を回収することにあります。このため、当該取引において当社グループは代理人として取引を行っていると判断しております。これにより、検査機器等の販売の一部について、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から機器メーカー等に支払う額を控除した純額により算定しております。

なお、検査機器、顧客支援システム等の販売、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等については、収益の分解情報の「その他」に含めて表示しております。

② 調剤薬局事業

調剤薬局事業においては、主に患者に対して医療用医薬品を処方するとともに、服薬指導等を実施し、健康保険法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤報酬を収受しております。

医療用医薬品の処方は、患者への医薬品の引き渡し及び服薬指導等の実施により、当該医薬品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、医薬品を患者に引き渡し、服薬指導等を実施した時点で収益を認識しております。

保険薬局における医療用医薬品と調剤報酬の支払は、主に処方時に3割を患者から受領し、7割は国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から概ね2ヶ月後に入金されるため、1年を超える長期のものはなく、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、調剤報酬については、収益の分解情報の「その他」に含めて表示しております。

③ 医薬品製造販売事業

医薬品製造販売事業においては、ジェネリック医薬品を中心とする医療用医薬品の製造・販売を行っております。

医療用医薬品の販売は、製品の引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充

足されることから、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識することとなります。しかしこの取引は国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。

これらの収益に対応する債権の通常の支払期限は製品の引き渡し時より60日程度であり、1年を超える長期のものはなく、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

④ その他周辺事業

その他周辺事業においては、顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページの制作、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。

顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページ制作は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

保守サービス等の販売の一部において前払を受ける場合がありますが、通常の支払期限は商品の引き渡し又は検収時より60日から90日が中心であり、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページの制作、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等については、収益の分解情報の「その他」に含めて表示しております。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	338,725
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	332,491
契約負債（期首残高）	180
契約負債（期末残高）	162

契約負債は、主に、一定期間に保守サービス等を提供する顧客との契約について、顧客から受け取った未経過期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴って取り崩されるものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、148百万円であります。

契約負債の残高に重要な変動はありません。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しており

ます。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,099円71銭
(2) 1株当たり当期純利益	313円20銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	3,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 4.79%）
(3) 株式の取得価額の総額	100億円（上限）
(4) 取得期間	2025年5月15日から2025年12月31日まで
(5) 取得の方法	東京証券取引所における市場買付け なお、市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合がある。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
						土地圧縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
2024年4月1日残高	10,649	46,177	－	46,177	664	1,356	6,336	98,193	106,550
事業年度中の変動額									
土地圧縮積立金の積立						1,325		△1,325	－
土地圧縮積立金の取崩						△18		18	－
税率変更による積立金の調整額						△34		34	－
剰余金の配当								△3,017	△3,017
当期純利益								13,861	13,861
自己株式の取得									
自己株式の処分			1,371	1,371					
自己株式の消却			△1,371	△1,371				△8,067	△8,067
土地再評価差額金取崩								111	111
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計			－	－		1,272		1,614	2,887
2025年3月31日残高	10,649	46,177	－	46,177	664	2,629	6,336	99,807	109,437

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日残高	△30,947	132,429	21,740	△4,260	17,479	144	150,054
事業年度中の変動額							
土地圧縮積立金の積立		—					—
土地圧縮積立金の取崩		—					—
税率変更による積立金の調整額		—					—
剰余金の配当		△3,017					△3,017
当期純利益		13,861					13,861
自己株式の取得	△15,004	△15,004					△15,004
自己株式の処分	7,652	9,024					9,024
自己株式の消却	9,439	—					—
土地再評価差額金取崩		111					111
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△4,440	△126	△4,567	△17	△4,585
事業年度中の変動額合計	2,088	4,975	△4,440	△126	△4,567	△17	390
2025年3月31日残高	△28,859	137,405	17,299	△4,386	12,912	126	150,444

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

そ の 他 有 価 証 券

・市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、市場価格のない有価証券については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
（リース資産
以 外 の も の）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法

④ 長期前払費用……………均等償却

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金……………2005年４月の確定拠出年金制度に全面的移行したことに伴い、移行時在籍従業員のうち、定年の退職者に対しては、過去勤務部分の一部を退職時に退職一時金として支払う経過措置を設けております。それにより、2025年３月末現在の退職給付債務を従業員の退職給付に備えるために計上しております。数理計算上の差異は、僅少のため発生年度に費用処理することとしております。

⑤ 債務保証損失引当金……………債務保証による損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案して損失負担見積額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社に対して経営指導等のサービスの提供を行っております。

経営指導サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

市場価格のない非連結子会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券等1,605百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（1）市場価格のない非連結子会社株式の評価」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 22,105百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建 物 145百万円

土 地 440百万円

計 585百万円

なお、下記資産は東邦薬品株式会社等の子会社の支払手形及び買掛金に係る担保に供しております。

定 期 預 金 105百万円

建 物 126百万円

土 地 282百万円

投 資 有 価 証 券 2,292百万円

計 2,805百万円

(3) 保証債務

銀行保証債務 5,596百万円

買掛債務の保証債務 39,662百万円

定期建物賃貸借契約に係る契約残存期間の賃料に

対する連帯保証債務 2,256百万円

小計 47,515百万円

債務保証損失引当金 △286百万円

計 47,229百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 26,280百万円

長期金銭債権 3,968百万円

短期金銭債務 62,711百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年 3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年 3月31日公布法律第19号) に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年 3月31日公布政令第119号) 第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に基づき算出しております。

再評価を行った年月日 2002年 3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 417百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高
営業収益 15,064百万円
営業取引以外の取引による取引高 598百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (注)	13,639千株	3,409千株	6,637千株	10,411千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加3,409千株は、取締役会決議による増加3,405千株、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加 3 千株及び単元未満株式の買取りによる増加 1 千株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少6,637千株は、取締役会決議による減少3,405千株、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による減少3,212千株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少10千株及びストックオプション行使による減少 9 千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	138百万円
賞与引当金	25百万円
貸倒引当金	665百万円
投資有価証券	958百万円
関係会社株式	1,575百万円
その他の固定負債	1百万円
減損損失	32百万円
資産除去債務	644百万円
ストックオプション	24百万円
譲渡制限付株式報酬	16百万円
その他	568百万円
繰延税金資産小計	4,650百万円
評価性引当額	△4,245百万円
繰延税金資産合計	404百万円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△1,208百万円
その他有価証券評価差額金	△7,995百万円
子会社合併に伴う有価証券評価差額金	△206百万円
資産除去債務	△473百万円
退職給付信託から返還された投資有価証券	△62百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△9,951百万円
繰延税金負債の純額	△9,546百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	東 邦 薬 品 株 式 会 社	所有 直接 100.0	経営管理契約締結 資金援助 不動産賃貸 役員の兼任	資金の貸付 受取利息（注１） 経営指導料収入 （注２） 不動産賃貸料収入 （注３） 受取配当金収入 （注４） 債務保証 （注５）	24,536 38 1,424 3,961 8,812 39,662	貸付金 (CMS貸付金)	24,536
子会社	九 州 東 邦 株 式 会 社	所有 間接 100.0	資金援助 役員の兼任	資金の預り 支払利息（注１）	437 70	預り金 (CMS預り金)	10,562
子会社	株 式 会 社 セ イ エ ル	所有 間接 100.0	資金援助	資金の預り 支払利息（注１）	301 147	預り金 (CMS預り金)	24,845
子会社	株式会社スクウェア・ワン	所有 直接 100.0	資金援助	債務保証（注６）	3,125	—	—
子会社	株式会社ファーマみらい	所有 間接 100.0	資金援助	資金の預り 支払利息（注１）	983 99	預り金 (CMS預り金)	19,586

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 利率については、当社の規程に基づき、市中金利等を勘案し協議の上決定しております。なお、取引金額は、期中の増減の純額を記載しております。
2. 経営指導料収入は、経営指導に係る費用相当額に基づき決定しております。
3. 不動産賃貸料収入は、近隣の取引実勢に基づき、協議の上決定しております。
4. 受取配当金収入は、配当基準を設定し、それに基づき決定しております。
5. 買掛債務につき、債務保証を行ったものです。
6. 銀行借入につき、債務保証を行ったものです。

9. 収益認識に関する注記

当社は、グループ会社に対して経営指導等のサービスの提供を行っております。

経営指導サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

経営指導料の支払期限は経営指導サービス等を提供した月の末日とし、グループ会社より毎月入金を受けしており、1年を超える長期のものはなく、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,400円68銭
(2) 1株当たり当期純利益	218円73銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	3,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 4.79%）
(3) 株式の取得価額の総額	100億円（上限）
(4) 取得期間	2025年5月15日から2025年12月31日まで
(5) 取得の方法	東京証券取引所における市場買付け なお、市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合がある。